

平成23年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第2号）

平成23年9月5日（月曜日）午前10時開議

日程第1 会派代表質問

15番 人見菊一議員

1. 総合計画後期基本計画の策定について
2. 放射線が畜産業に与える影響について
3. 行財政改革プランの見通しについて

17番 植木弘行議員

1. 本市の災害時の体制について
2. 放射線対策について
3. 本市の空き地・空き家対策について

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	松下昇君
副市長	増田徹君	教育長	井上敏和君
企画部長	室井忠雄君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	三森忠一君	総務課長	熊田一雄君
財政課長	伴内照和君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	長山治美君
福祉事務所長	玉木宇志君	社会福祉課長	阿久津誠君
産業観光部長	生井龍夫君	農務畜産課長	斉藤一太君
建設部長	君島淳君	都市計画課長	若目田好一君
上下水道部長	岡崎修君	水道管理課長	薄井正行君
教育部長	平山照夫君	教育総務課長	山崎稔君

会計管理者	後藤のぶ子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局局長 西那須野 支所長	荒川正君
農業委員会 事務局局長	成瀬充君		齋藤兼次君
塩原支所長	臼井浄君		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	斉藤誠	議事課長	渡邊秀樹
課長補佐兼 議事調査係長	稲見一美	議事調査係	小平裕二
議事調査係	人見栄作	議事調査係	小磯孝洋

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は29名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に
配付のとおりであります。

会派代表質問

議長（君島一郎君） 日程第1、会派代表質問を
行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

人見菊一君

議長（君島一郎君） 柔仁会代表、15番、人見菊
一君。

15番（人見菊一君） おはようございます。

柔仁会を代表いたしまして、会派代表質問を行
います。

私、1年半ぐらい前に扁桃腺炎を患って、ちょ
っと声が出ないので、聞きづらい点多々あるう
かと思えますけれども、お許し願いたいと思いま
す。

去る3月11日発生の東日本大震災及び東京電力
福島第一原子力発電所の事故により亡くなられた
方々へ、心からご冥福をお祈りしますとともに、

被災された多くの人たちの一日も早い復興を期待
するところであります。

福島原発事故により、東北地方を初め、本県地
域まで放射性物質の拡散があり、農畜産物への甚
大な被害が出ておる現状であります。

また、商工観光行政の風評被害による経済の悪
化など、事故以来、死活問題まで発展しているの
が現実の姿であります。大変心が痛むところで
あります。

そのような中、政府においては、菅総理から野
田新総理へとパトンタッチされました。野田新首
相には、国民中心の政治運営を強く望むところで
あります。

それでは、通告順に従いまして順次質問をして
まいりますので、誠意ある答弁をお願いいたしま
す。

1番、総合計画後期基本計画の策定についてで
あります。本市のまちづくりの指針である総合計
画後期基本計画の策定に向けた作業が進められて
いると思うが、以下の点についてお伺いをいたし
ます。

1番、前期基本計画の主要事業の評価及び達成
状況をお伺いいたします。

2番、後期基本計画の方針を伺う。また、重点
的な施策は何か、どのように取り組むのかについ
てもお伺いをいたします。

3番、東日本大震災及び東京電力福島第一原子
力発電所事故後の放射性物質の農畜産業への影響
や除染対策など、市民の安心・安全への意識が高
まっているが、後期計画の事業としての位置づけ
についてお伺いをいたします。

4番、今後も市民の生産・生活再建など長期的
な対策が求められると思うが、これらの状況を踏
まえ、改めて新庁舎建設について市長の見解をお
伺いいたします。

5番、今後の策定スケジュールについてお伺いいたします。また、協働のまちづくりの観点から、市民・議会の意見提言について、どのように反映をしていくのかについてお尋ねをいたします。

以上、第1回目の質問といたします。よろしくお願ひします。

議長（君島一郎君） 15番、人見菊一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） おはようございます。

15番、柔仁会、人見菊一議員の会派代表質問にお答えをいたします。

総合計画後期基本計画の策定についてお答えをいたします。

まず、の前期基本計画の主要事業の評価及び達成状況についてお答えをいたします。

前期基本計画の主要事業116事業につきましては、昨年度、成果指標、事業費ベース等により、計画期間5年間のうちの3カ年間で終了した時点での評価及び前期基本計画終了時の5カ年間の達成見込みについての評価を実施いたしました。

3年間分の評価におきましては「達成した」、
「おおむね達成した」事業につきましては48事業で全事業の41.4%、5カ年の達成見込みにつきましては、92事業で79.3%の評価結果となりました。このうち、完成した主な事業といたしましては、那須塩原クリーンセンター建設事業、黒磯板室インターチェンジ整備関連事業、西那須野地区まちづくり交付金事業、I s 値0.3未満の学校耐震改修事業等であります。

次に、の後期基本計画の方針について、また重点的な施策は何か、どのように取り組むかについてお答えをいたします。

後期基本計画の方針につきましては、前期基本計画の評価を踏まえ、市の将来像「人と自然がふ

れあう やすらぎのまち 那須塩原」の実現に向け、「市民との協働」、「効率的・効果的な行政運営」、「安全・安心」、「個性が輝く」まちづくり、これら4つの基本理念に基づき、後期計画においても事業を進めてまいります。

重点的な施策につきましては、市民が安心して暮らせるよう「防災機能の強化」や「放射能対策」、「福祉・保健・医療の充実」に努めるとともに、良好で快適な生活環境の形成のため、環境負荷の低減や再生可能エネルギー対策に積極的に取り組んでまいります。

また、経済は、依然として先行き不透明な状況にあり、雇用環境の悪化も懸念されますが、地域産業の活力の維持・向上のために、農観商工連携事業等の展開により、地域産業の活性化を目指していきます。さらには、現在策定中の協働のまちづくりの指針に基づき、市民参画による事業を実施してまいります。

続きまして、の東日本大震災及び東電福島原発事故後の放射性物質の農畜産業への影響や除染対策など、後期計画の事業としての位置づけについてお答えをいたします。

先月の24日に、放射能に関する実態把握、放射能対策の立案、事業調整等を行うため、私を本部長とする放射能対策本部を設置いたしました。この本部にプロジェクトチームを置き、全課にわたりあらゆる分野における長期的な放射能対策について方向性の検討を行い、安全・安心を担保できる具体的な事業の展開を図っていきたいと考えております。

次に、の災害後の長期的な対策が求められる中での新庁舎の建設についてお答えをいたします。

新庁舎建設につきましては、平成23年3月議会でもお答えしたとおり、総合計画後期基本計画に盛り込み、スケジュールや規模、財源等を検討し

ていくこととしておりました。

しかし、3月11日の東日本大震災や東電福島原発事故により、放射能汚染が市民生活及び産業等に多大な影響を及ぼしており、税収の落ち込みが懸念されるとともに、長期間にわたる除染対策等の対応が必要になるものと思われま

す。このような状況においては、市民の安全・安心に係る施策を最優先すべきであり、各種事業につきましては緊急度、財政負担の影響を慎重に判断することが必要であります。新庁舎建設事業は合併時の約束事であり、なおかつ那須塩原駅周辺に建設するという考えに変更はございませんが、建設の時期につきましては、延期せざるを得ないものかと考えておるところであります。

最後に、今後の後期計画の策定スケジュール、協働のまちづくりの観点からの市民・議会の意見提言についての反映についてをお答えいたします。

昨年実施いたしました市民アンケートの結果を参考にしながら、公募による市民及び各種団体から推薦をいただいた市民を構成員とする総合計画審議会をこれまで4回開催をいたしております。

今後も審議会を重ねるとともに、11月から12月にかけて地域説明会や各種団体との意見交換、パブリックコメントの実施、さらには議員の方々からの提言・提案をいただくことを予定しております。

これらのご意見やご提言は、審議会に諮り、計画に反映し、来年2月の審議会での答申を経て、計画策定とする予定であります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 15番、人見菊一君。

15番（人見菊一君） 大変ご丁寧な答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、再質問に入ります。

本件につきましては、相互の関係もございますので、一括をして質問してまいりたいと思います。また、1番目の主要事業評価あるいは実績、これ等については十分理解をいたしました。

2番から5番までについて再質問をいたします。まず、庁舎建設について。

市長はこれまで、合併時の約束事であり、後期基本計画の中で位置づけて整備をすると、3月議会の中でも一般質問に答弁をしておりました。しかし、3月11日の東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故による本市の産業への被害状況や長期化が予想される除染対策、市民の生産・生活再建を優先させると、そうした中で建設時期を延期という答弁がございました。

この時宜を得た判断であると、私は非常に関心を持ったと同時に、今後もそうした形の中で進めていただきたいな、そんなことを感じたところでございます。また、市民あるいは議会も理解できるものと、これらについては高く評価したいと思います。

そうした中で、庁舎建設については、これからも庁内の調査研究を続けるものと思いますが、建設基金10億円、この使途を含めて、土地の先行取得の考えはあるのか、この点についてお尋ねをいたします。

また、基本計画策定に向けて懇談会が開かれていると思いますが、庁舎建設についてどのような意見が出ているのかについて、この点についてもお尋ねいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 2点ほどあったかと思

います。まず、第1点目でございます。

建設予定地の先行取得という、そういう方法も

あろうかと思いますが、通常ですと、土地については現在も使用されているというような土地でございます。それを先行取得するというのであれば、土地の遊休地を招かねない結果になろうかと思えます。当然、先ほど市長が延期ということで答弁したかと思うんですが、その延期がいつまでになるかというのは、ちょっと今のところ見通しがつかないという状況の中では、いつまでに先行取得するという状況にはございません。

よって、建設にあわせて、建設時期直前といたしますか、その程度の形での取得等を行っていきたいというふうに現在のところは考えております。

それと、懇談会等での意見でございます。やはり委員から、こういった3月11日の震災及びその後の原発事故等によって、かなり影響が出ている、市民生活も不安なんだというような意見が多数寄せられておきまして、そのあたりについても、やはり建設するという約束はそのとおりであるだけども、時期的に延期してはどうか等々の意見は懇談会でも出ていたところでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 15番、人見菊一君。

15番（人見菊一君） ただいまの企画部長の答弁で理解をしたいと思えます。

庁舎建設にあわせて用地を取得していくというふうな理解でいいんですか。そのようなことでございますので、この点については理解をいたしたいと思えます。

また、懇談会でもいろいろな話が出ている。今回の東日本大震災に絡んで、建設時期等についての意見が出ているということについても理解をしたいと思えます。

そうした中で、8月25日、下野新聞、8月24日、参議院本会議の中で、合併特例債延長法が成立したという報道がなされております。こうした延長

になったということで、建設に向けての本市の特例債の活用に対する考え、これらはどのように考えているのか、この点についてお尋ねします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 合併特例債の発行期限が5カ年延長されたということに伴いましての活用法と申しますか、庁舎建設に関係する部分でございますけれども、今回の法律改正と申しますのは、東日本大震災で被災した自治体の合併特例債の発行期限を5年間延長する特例法が8月24日に成立したことを受けまして、本市におきましても5年延長されたということで、平成31年度まで発行可能ということになりました。

本市の合併特例債発行可能額につきましては既にご案内のとおりでございますが、383億4,800万円でございます、平成23年度当初予算までの発行見込み額につきましては209億6,900万円ということで、54.7%となっております。

以前お示ししました中長期財政見通しの起債計画の中で、合併特例債につきましては平成23年度から平成26年度まで、毎年20億円を予定しているところですが、今回の法改正に伴い、27年度から31年度まで、延長部分の5年間で113億7,900万円の発行が可能ということになりました。

こういう状況になりましたけれども、合併特例債の発行につきましては31年までということになりましたけれども、庁舎建設につきましては、後期計画では建設を延期せざるを得ないということになりまして、さらに29年度からの第2次の総合計画の中で判断していくものと考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 15番、人見菊一君。

15番（人見菊一君） 合併特例債関係等については、今後の検討課題だというふうに理解をした

いと思います。

さらに、先ほど申し上げました合併特例債と合わせた中での財源の裏づけの確保ということが本年3月公表されたわけでございますけれども、中長期財政の見直しとの整合性をどう図っていくのか、この点について。

さらには今回の東日本大震災、さらには東京電力福島第一原子力発電所事故による災害対応のための予算措置がとられ、長期的な対応も予想されますが、中長期財政の見直し、市債計画や普通建設事業への影響、フレームの見直しなどがあるのかどうかについてお尋ねをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 2点ほどご質問いただきました。

まず、第1点目の中長期財政への見直しとの整合性についてでございますが、中長期財政への見直しにおきましては、健全財政の維持を基本姿勢ということで、市民生活を支えるインフラの維持、整備についても配慮した中間型シナリオによる財政フレームを上限として選択したところでございます。

後期基本計画に位置づけられる重点施策を実現するための各種事業につきましては、将来像実現のための、より効果的で効率的な事業を精査し、選択と集中を徹底しながら位置づけております。

その前提としまして、中長期財政の見直しを基本とした後期基本計画期間中を対象とした財政計画を策定し、整合性を図っているというところでございます。

2点目の震災や原発事故により中長期財政見直しのフレームに見直しはあるのかという質問でございますが、これにつきましては、東日本大震災及び東電福島原発事故の対応につきましては、先

ほど市長が答弁しましたように、長期的な対策・対応が必要ということで、ある程度の財源は確保することになり、単年度ごとには市債や普通建設事業に影響があるものと思っております。

しかし、東日本大震災の対策など、計画策定時に想定していない事業も考えられますことから、市債発行額については複数年での総量管理を行うものとしておりますので、現時点におきましてフレームの見直しについては考えていないところでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 15番、人見菊一君。

15番（人見菊一君） 中長期財政への見直し、これらについては健全財政を維持していくということの総務部長の答弁で理解をいたしたいと思えます。

さらに、市債計画あるいは普通建設事業への影響、その中でのフレームの見直しと、これらについては、今の段階では考えていないという答弁でございました。このことについては、やはり市民を中心とした財政運営というものをぜひとも全うしていただきたい。

常に市長は市民の目線を中心に事業を推進するというような考えでございますので、このことはぜひ守って、健全財政の中での市政運営をお願いしたいと思います。このことにつきましては、最後に要望として申し上げたいと思えます。

総合計画は、市の将来像の実現を目指し、市民一人一人が日々愛着を持って生活し、かつ活力を支え、新たな那須塩原市の想像へと結びつけていかなければならない重要な計画であると考えております。

ぜひとも長期展望に立った目線、かつ喫緊の課題などへの対応も考慮しながら、市の将来像の実現に向けた計画策定ができるよう強く要望して、

この項目については終わりたいと思います。

次に、2番の放射線が畜産業に与える影響についてであります。

福島原発の事故に伴う放射線の拡散により、本市にも多大な影響を及ぼしているが、対策を含めた現状をお伺いいたします。

1番、稲わらの汚染が問題になっているが、本市の稲わらの状況及び他県からの購入状況など、どの程度把握しているのかお、尋ねをいたします。

また、稲わらの処分はどのようになっているのかも、あわせてお尋ねをいたします。

2番、新聞報道によると、これは8月14日の下野新聞でございますけれども、大田原市の放射線量の高い肉用牛が182頭出荷されたとのことだが、本市の肉用牛の現状をお伺いいたします。また、市では肉用牛をどのように把握しているのか、これらについてもお伺いをいたします。

3番、肉用牛が出荷停止になっているが、その対策を伺う。また、出荷に向けて今後どのように進められるのかについてお尋ねをいたします。

4番、畜産農家の経営が大変厳しい状況にあるが、県の支援策、市の支援策をお伺いいたします。

5番、牧草等の放射線汚染の問題が出ているが、市の現状をお伺いいたします。また、牧草等の処分の現状もあわせてお伺いをいたします。

6番、汚泥等の放射線量が問題になっているが、畜産業のふん尿等の処理における放射線量をどのように把握しているのかお伺いをいたします。また、保管から処分に至るまでの対策を伺います。

以上、よろしくお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 2番の放射線が畜産業に与える影響について、6点の質問事項がございますので、順次お答えをいたします。

の稲わらの汚染が問題となっているが、本市の稲わらの状況及び他県からの購入状況をどの程度把握しているのか。また、稲わらの処分はどのようになっているのかについてお答えをいたします。

牛肉から放射性物質が検出された問題は、汚染された稲わらの給与にあるものとされております。

県においては、市及び関係機関の協力のもと、市内の畜産農家510戸に対する稲わらの利用及び保管状況の確認と簡易計測器での放射線量の測定を実施いたしました。

その結果、本市においては、ほとんどの農家で適正に利用されておりましたが、13戸の農家で汚染稲わらの利用と保管が疑われたため、この農家には今後も稲わらの適切な管理に対する指導が継続されます。

なお、他県からの稲わらの購入については確認されませんでした。

また、現在までに国からは最終的な稲わらの処分方法についての明確な指示がありませんので、13の農家に対して、生活や作業する場所からできるだけ隔離をし、ブルーシートで覆うなどにより、他の飼料との混合や飛散のないように管理の徹底を図るとともに、えさとしての給与だけでなく、敷料としても利用できないとの国の方針に基づきまして、適切な管理について指導いたしております。

の新聞報道によると、大田原市の放射線量の高い肉用牛が182頭出荷されたとのことだが、本市の肉用牛の現状、また市では肉用牛をどのように把握しているのかについてお答えをいたします。

本市においては、1戸の和牛生産農家が7月10日に東京都中央卸売市場食肉市場に出荷した3頭の牛の枝肉から、牛肉における放射線量の暫定許容値を上回ったことが確認されました。

直ちにこの農家に対しては、出荷自粛の措置がとられ、同時に原因究明のための調査を実施いたしました。

なお、この牛以外に出荷された牛肉からは、放射性物質は検出されておられません。

また、市内肉用牛の把握につきましては、今回協力した全戸調査の結果を県から入手して把握し、農家の飼養頭数などの経営環境につきましては、農協等関係機関からの情報により把握をいたしております。

肉用牛が出荷停止になっているが、その対策、また出荷に向けて今後どのように進められるのかについてお答えをいたします。

栃木県の出荷制限につきましては、8月25日に解除となりました。今後は、解除に向けて策定した品質管理計画の内容に沿って、稲わらを含めた適切な飼養管理の徹底や、全頭検査の実施による出荷計画を進めていくこととなります。

、次に、畜産農家の経営が大変厳しい状況にあるが、県の支援対策、市の支援対策についてお答えをいたします。

県においては、農家への融資制度「がんばろう」とちぎの農業「緊急支援資金」の拡充として、貸付限度額を500万円から1,000万円に引き上げ、返済期間も3年から5年に延長しました。

また、県では、この制度に加えて、出荷適齢期を迎えた牛を出荷できない肥育農家に対し、1カ月分の飼料代相当額として、1頭当たり1万8,000円を支援することになっております。

同様に、国では、喫緊の資金繰りのために1頭当たり5万円を支給いたします。

市といたしましても、「がんばろう」とちぎの農業「緊急支援資金」への利子補給を実施し、県等と合わせると農家の負担する金利は実質ゼロとなります。

また、広く安全・安心をアピールするためにも、畜産フェアや各種イベント等のさまざまな機会をとらえ、情報を発信していくことで支援をしていきたいと考えております。

さらに、出荷制限により、発生した損害につきましては、牧草等の廃棄処分に係る経費と同様に、関係機関・団体と協力して、継続的な賠償を求めてまいります。

なお、本市を含む那須地域は畜産の一大産地であるため、大田原市と那須町と歩調を合わせ、消費者に安全で安心な牛肉を提供し、あわせて生産現場の不安を解消するために、全頭検査体制の確立と、畜産農家に対する補償及び風評被害への対策等を含めた早急な対応措置を講じられるよう、8月1日に県及び県議会に対し、3市町での要望活動を行ったところであります。

、次に、牧草等の放射線汚染の問題が出ているが、市の現状、また牧草等の処分の状況についてお答えをいたします。

継続した再生牧草の追加調査を行った結果、3回連続して暫定許容値を下回ったため、6月29日以降の牧草の給与が可能となっております。

また、給与できずに保管されていた牧草等につきましては、6月8日に国からの処分方法が示されたため、市内畜産農家に対し、県・農協・酪農協と連携をし、保管牧草の処分方法の情報提供を行いました。

具体的には、そのまま圃場にすき込む、圃場内で腐熟化した上ですき込む、通常の一般廃棄物として埋却をすることとなっております。

しかしながら、国からの指示は、夏作飼料作物の栽培時期と重なったために、多くの畜産農家ではまだ処分ができない状況にありますが、夏作飼料作物の収穫後から本格的な処分を開始するものと考えております。

、次に、汚泥等の放射線量が問題となっているが、畜産業のふん尿等の処理における放射線量をどのように把握しているのか、また保管から処分に至る対策についてお答えをいたします。

8月9日に、国が肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法を示したことにより、県では、市及び関係機関の協力のもと、畜産農家に対する検査を9月末まで実施することとしております。

具体的には、酪農家及び肥育農家につきましては、市内9カ所でサンプリング検査し、また和牛繁殖農家にあつては、全農家を対象とした個別検査を実施し、いずれも暫定許容値の400Bq以下であった場合は、出荷及び施用が可能となります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 15番、人見菊一君。

15番（人見菊一君） 丁寧なるご答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、再質問に入ります。

若干この畜産関係等についても相互の関係がございますので、一括して質問をしてまいりたいと思います。

先ほど市長のほうから、稲わら関係の調査については510戸、那須塩原市内の畜産農家の実態調査をしたと。その結果、13戸が放射線量の疑いがあるという結果の報告を聞きました。

県においては、相当量の放射線量が含まれた稲わらがあつたと、270 tですか。那須塩原市の中では、510戸の中で13戸の疑いのある稲わら、これら等については、詳細に何十tありましたということがわかれば一番いいんですが、その点はざっぱに言ってどのくらいあつたのか、この点についてお伺いをいたします。

また、本市の肉用牛に対して、県などから入手をして、市内の肉用牛の内容等についてどうだっ

たのかと、この点について1点お尋ねをいたしましたと思います。

さらにはまた、出荷制限解除、8月25日に解除になったわけでございますけれども、これらの解除になった中での検査体制、この点についてお伺いをいたします。

さらには全頭検査、県内で3つの屠畜場があるうと思います。そういう中で、3屠畜場とも検査をしているのかどうか。

また、県外に出荷した場合の検査体制の基準、これら等についてはどうなっているのか、この点についてお尋ねをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 畜産関係で、肉用牛の関係で3点か4点ご質問いただきました。まず、順次お答えを申し上げたいと思います。

本市以内で、汚染稲わらを保管あるいは給与していた疑いのある農家ということで、先ほど市長のほうから13戸というふうに答弁があつたと思いますが、その量でございますけれども、8,000Bqを超えているというものについては、13戸のうち1戸については、現在は稲わらがないということでございますので、全部食べさせたということだと思ふんですが、12戸で約66 tでございます。

それから、市内の肉用牛の出荷状況がどうだつたのかというお尋ねだと思いますけれども、これにつきましては、先ほどの12戸のうち、特に食べさせていたのではないかというふうな農家が8戸あります。残りの5戸については、稲わらは保管していますけれども、出荷する牛への給与がなかつたというふうな判定だと思いますけれども、その8戸が 一番最初に栃木県が出荷制限を受けるきっかけとなつてしまった農家1戸でございますが、3頭出しておりまして、その農家については、

3頭すべてから基準値を上回るセシウムが検出されたということでございます。それは肥育農家でございます。

それ以外に繁殖農家が1戸と、それから酪農の農家が2戸、それぞれ廃用牛等を出荷してございますけれども、その3戸の農家、3頭という考え方でいいと思うんですが、からは追跡調査の結果、セシウムが基準値以下だったということでございます。

ということで、今までで市内の農家から出荷されたものについては1戸の3頭のみということです。そのうちに出荷の制限になってしまったということもございます。そういう状況でございます。

それから、8月25日に出荷制限が解除になったわけでございますが、これにつきましては栃木県におきまして、先ほどの県内で57戸ですか、汚染稲わらを持っていたり、給与した疑いがある農家ということで、この稲わらについての保管、給与制限ですね、そういうことの管理も含めまして全戸検査、全頭検査をしますということで飼養管理計画を検討してまとめまして、それで国のほうの承認を得て、そのとおりにやれば大丈夫だということで、わかりやすく言うと、一部解除という表現でございますけれども、されたと。

一部解除につきましては、全部フリーということだけではなくて、検査をして基準値以内の場合は、出荷流通ができますよということなものですから、そこに検査のフィルターがかかるということで、一部解除というような表現をしてございません。

それで、検査の方法でございますけれども、まず牛を先ほどの全部、全部といいますか57戸につきましては全頭検査をするということでございます。これについては、県内の大田原、宇都宮、足利の屠畜場ですべて検査をするということござ

います。

この検査については、まず簡易検査器は県内にあるわけですが、それによりまして……、簡易検査は別なほうです、すみません。ということで、県内でできない分については当然外部委託なんです、基本的には県内で全部屠畜をして、県が持っている検査機器、あるいはそれで間に合わない場合には、外部の業者委託ということで全頭するということでございます。これは稲わらの先ほどの給与が疑われる農家ということでございます。

それ以外の農家につきましては、まず第1段階ですね、全戸検査、これについても県内の3つの屠畜場で全部やるということです。全戸検査ですから、1戸の農家で何頭か飼っているわけですが、最初の1頭目を県内で屠畜をして検査をします。

それで、その結果が50Bq以下の場合には、全戸検査済みですよという証明書といえますか通知書を発行します。それが発行された農家については、2頭目以降は県内の屠畜場でも出荷ができるという形になります。

県外についても、今のところ、東京都の芝浦、それから茨城県の筑西、それと横浜、埼玉、それから同じ埼玉の和光ということで、5カ所に県のほうで栃木県の牛を引き受けてほしいということで、その5カ所ということになってございます。

それで、先ほどの全頭検査で1頭目が、基準値は500なんですけれども、200Bqを上回ったと、簡易検査で出た場合には、先ほどの50Bq以下じゃなくて、今度はまた2頭目が50Bqになるまで精密調査といえますか、第2段階の調査に行くと。最終的に500Bq以下ならば当然出荷はできるんですが、先ほどの全戸検査済みということで通知はもらえないと。2頭目、3頭目とどんどんやっていって

2 頭目以降が50Bq以下になれば、それはまた県外にも出せると。それになるまでは県内の屠畜場で簡易検査を行うというふうな流れになります。

以上のようなことでよろしいでしょうか。

議長（君島一郎君） 15番、人見菊一君。

15番（人見菊一君） 丁寧なご答弁、誠にありがとうございます。

稲わら関係等について、66頭の疑いがある稲わら、これらの処分等については、どのような体制でしていくのかについて1点お尋ねをいたします。

さらにはまた、出荷制限は解除されたという関係でもって、既に25日以降出荷した農家が多分あると思います。その結果はどうだったのか、この点についてお尋ねをいたしたいと思います。

今までの3点については十分理解をしたいと思えます。この2点についてお尋ねをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 汚染稲わらの最終的な処分の方法ということでお尋ねをいただきました。

これにつきましては、先ほど市長が答弁しましたとおり、飼養管理計画の中で県が責任を持って見回りといいますか、管理をしたり指導したりしていくということは間違いのないわけですが、その具体的な方法です。これについてはできるだけ人が近づけないように隔離をなささいということで、今のところ県から来ている話では、先ほど市長が言ったように、ブルーシート等で覆うとか、着色をして、これは汚染されていますよということで目印をつけるということで、飛散しないようにという段階での今のところ通知といいますか、指導をしているわけなんです。25日の農業新聞等によりますと、国・農林省としては、次のこと

しの稲わらの収穫がもう始まるということで、特にその保管と、混同とか保管場所の確保ということもあるんだと思いますけれども、汚染稲わらについての当面の処分方法ということで、県のほうには通知をしているそうでございます。

それによりますと、先ほど言ったのをもうちょっと厳重に、遮水シートでぐるっと全部囲みまして、地下水のほうにも漏れない、それから空気中にも放射性物質を飛散させないというふうなことで、さらにその周りを土のう等で固めて安定させなさいというふうな、そんなふうなことを国のほうでは決めているそうです。

その置き場所についても、実は先週県のほうからちょっと打診があったわけなんです。農家の所有地の中でそういう方法がとれない農家もあるだろうという場合に、国のほうでは公有地等の利用といいますか、使用も検討するというふうな表現をしているんだということで、そうなった場合に、市のほうで適当な市有地があるのかどうかというふうな問い合わせといいますか、打診もいただいているところです。

正式に検討して、国の通知を受けて、県が管理をしますというふうなことで飼養管理計画になっているものですから、県としての方針というのが多分まだ決まらないということで、正式な通知として私どもにいただいているということではございません。

それから、2点目、出荷一部解除になってからの本市から出荷した牛についてどうなんだということでお尋ねいただきましたが、今のところ、先ほど言った全戸検査あるいは全頭検査について検査の結果、アウトといいますか基準値を超えているというふうな情報はいただいておりません。

以上です。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番、人見菊一君。

15番（人見菊一君） 先ほどの産業部長の答弁、十分理解をいたしました。

次に、品質管理計画の内容に沿って、飼養管理の徹底あるいは出荷計画を進めるということでございますけれども、品質管理計画とこの内容等について、詳細にわかりましたらばお聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 私は飼養管理計画なんていう言葉使ってしまいまして、正式には市長が申し上げましたように品質管理計画ということです。

これにつきましては、今ちょっとお話し申し上げてきた、まず検査体制をどうするのかということと、それから汚染の原因となった稲わらの管理等を、それを所有している農家と、それから稲わらについての管理を徹底するというので、定期的に巡回するんだとか、先ほど言いましたような隔離を完璧にして、ほかのえさとまざらないようにするとか、そういう内容ですね。

それと、もう一つは、最初に言いましたように検査体制、全戸検査と全頭検査の二本立てをやっていくと。基準値を下回るものしか出荷しないというふうなことが主な内容でございます。

議長（君島一郎君） 15番、人見菊一君。

15番（人見菊一君） はい、十分わかりました。この点については了解をしたいと思います。

次に、融資制度の充実、どの程度まで農家が利用しているのか、この点についてお尋ねをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 制度ができたのが4月末とありますが、4月だったわけですが、現在まで、県内全部の状況はちょっとつかんでおりません。市内の状況につきましては、6月に耕種農家1戸が利用しているということでございます。畜産農家については今現在も、その後1戸以上ふえていないんですが、畜産農家については、国のほうとありますが、東電からの賠償請求との絡みとか、そんなものもあったと。

それと限度額的に、今度改正になりましたけれども、500万と償還が3年ということで、使い勝手がどうだったのかなということは感じております。

そのようなことで、さきに市長のほうからも県のほうに要望して、今回改正がされているという経過でございます。

議長（君島一郎君） 15番、人見菊一君。

15番（人見菊一君） 融資制度等について、市内の生産者については1戸と。もっと申請者が多いのかなというふうに感じたわけでございますけれども、これらの利用件数が少ないという状態は、どこに原因があるのかわかりましたらば。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） はっきりした原因というのは、私どももつかんではおらないと思いますが、わからないわけですが、先ほど申し上げましたように、畜産の場合に代替飼料の購入等に

ついても、金額的には結構な金額になると、飼養頭数も那須塩原は多いのです。

そうしますと、先ほど申し上げましたように、限度額500万ということでは金額的にもどうなのかなと。それは、最初からそういう気がしておりましたので、先ほど言いましたように、市長のほうで国と県に要望したときに、そのことについてももっと拡充をということで申し上げていると。

それと、聞くところによりますと、別な制度資金で、やはり災害関連というものもあるそうなんです。そちらについての検討も、検討といいますが、そちらを利用しようというふうなことで考えている農家もあったのかなというふうな気はしています。

議長（君島一郎君） 15番、人見菊一君。

15番（人見菊一君） はい、わかりました。

今回の「がんばろう」とちぎの農業”緊急支援策」ということで、500万から1,000万に額がふえたということでございますけれども、いろいろな絡みの中で利用者が少なかった。これからも、そうした中で利用者も出てくるというふうに思いますので、この辺については十分内容等を検討して、利用できるようにひとつ努力していただきたい、このことをお願いしたいと思います。

次に、継続的に賠償を求めるということで、市長答弁にございましたけれども、この賠償の現況、先ほど産業部長が、牧草等の補償等の問題もあってということもございましたけれども、この点についてお尋ねをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 東電に損害賠償の件でお尋ねをいただきました。

牧草といいますか畜産関係ですね、牧草につきましては6月分、7月分ということで請求がなさ

れております。牧草については、酪農協さんが市町村をまたがってまとめて請求しているという関係もございまして、那須塩原市だけというふうなことの数字はつかんでございません。

那須地域、大田原市、那須塩原市、那須町ということで申し上げたいと思います。合計的には、6月7月、2カ月分で9億1,500万ちょっとということでございます。

このうち和牛の子牛価格の風評被害による被害が1,000万程度入っていますので、牧草関係だけで申し上げますと、9億500万ちょっとということでございます。対象の面積が3市町合わせまして1,767haということです。それに関しての損害金額ということでございます。

議長（君島一郎君） 15番、人見菊一君。

15番（人見菊一君） はい、理解をいたします。

それぞれの那須地区の牧草に対する補償というのが9億500万と、相当の金額だと。こうした中で経営の悪化に伴った補償という、牧草に対する補償であるけれども、経営に対する補償も考えられるのかなというふうに理解するところでございます。この点については了解をしたいと思います。

その次に、先ほど市長のほうから答弁があって、那須地域は一大畜産産地だと。そういう中で3市町でもって要望活動を県のほうに行ったということでございますけれども、この県としての対応、どういう対応を今現在なされているのか、この点についてお尋ねをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 先ほど市長からもご答弁申し上げましたとおり、特に肉用牛の関係のときには、大田原市、那須町、それから那須塩原市ということで歩調を合わせて 肉用牛じゃなくて米です、米の検査の前に歩調を合わせて県

に要望活動したりしてございます。

それと生産者の団体が、先ほども申し上げましたように、単独の市町村ということではもちろんございませんので、それぞれの市町に組合員がいてということでございます。県の農業振興事務所を中心に3市町、さらには農業団体ということで農家への指導等についても歩調を合わせて、このチラシ等を作成する上でも、どの市町にも共通の指導ができるようにということで、内容等もその都度集まって検討したりしてございます。そういうことで、今後も歩調を合わせてやっていきたいというふうに考えてございます。

県の対応でございますけれども、米の検査につきましては、要望の内容が、予備調査で規制値を超えてしまった場合に、一市町村で、旧市町単位に出荷制限になってしまうということについてはちょっと範囲が広過ぎるということで、旧集落単位とかそういう細かく、本検査の後、制限がかけられるようにしてもらえないかということ。

それから米の作付場所、特に高冷地については、平地と出荷時期とありますが、収穫時期がおくれるということもありまして、市内全部の検査結果が出るまで、わかりやすく言いますと、高地での検査が済むまで、平場でも出荷待機していきたくはないという制度になっていますので、その辺は柔軟に対応してほしいということで要望したわけですが、それについては明確な回答はいただいております。

そのうちに予備検査がスタートしてしまっていて、予備検査では、すべての旧市町単位ではオーケーということになっておりますので、クローズアップは、今のところはされていないという状況でございます。

議長（君島一郎君） 産業観光部長への質問は、米についてでなくて畜産業についての対応という

ことでの質問ですので、それに答弁をお願いしたいと思います。

産業観光部長（生井龍夫君） 失礼しました。

畜産については、すべて要望した内容は、先ほど市長から答弁ありました、給与できない牧草の処分の方法、さらには制度資金の拡充ということでございまして、これについては時期はちょっとずれてはいますが、国・県とも要望どおり対応していただいております。

失礼しました。

議長（君島一郎君） 15番、人見菊一君。

15番（人見菊一君） わかりました。

次に、放射線量の高い牧草を圃場にすき込もうと。先ほど市長の答弁の中にございました。安全性の面から本当に大丈夫なのかという、我々畜産農家の立場で考えると非常に心配なんですけれども、この点について再度確認をしておきたい。

さらには、一般廃棄物として出すということ、これは悪くってみるという形になると、クリーンセンターさんに持ち込んでもいいのかなという感じもするんですが、この辺についてどう理解しているのか、この点についてお尋ねをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 給与できなかった牧草、1番草のお話かと思いますが、圃場にすき込むことについてはオーケーということで国から示されております。

これにつきましては、細かいデータ等はちょっと私も承知していないんですが、今までの過去の原因の、原因といいますか、核実験とかチェルノブイリの関係で、土壌中に少なからず放射線物質がずっと含まれているということで、それらをもとに国の研究機関でシミュレーションをしております。

その中では高濃度、先ほど言いました8,000とか1万とか、牧草の場合にはそういうレベルではございませんので、3,000ないし4,000程度ということで結果は出ていますので、それについては自分の圃場にすき込んでも、もともとの土壌をそれ以上汚染といえますか、濃くすることはないんだというふうな研究データがあるそうでございます、それに基づいて、自分のところで生産したものを自分の圃場にすき込むことについては汚染の拡大にならないので、オーケーですよというふうに私のほうでは聞いております。

それから、クリーンセンターの関係でございますけれども、確かに一般廃棄物というふうなことで国では申しておりますけれども、その通知が来たときに、その対応をどうしようということで、当然環境サイドとも協議を申し上げました。

その中では、実際にそうしますと、搬入の方法とか、それからピットの中に投入する方法とか、具体的なものでいくと、あと量ももちろんありますが、ちょっと難しいだろうということで、その焼却ということについては、那須塩原市としてはしないということで、環境サイドからはどういうふうに答えるかわかりませんが、当時そのようなことになったと。埋却ということで考えてございます。埋却ということで一本化しようということで、指導した経過がございます。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本陸男君） ただいまの牧草の焼却と、一般廃棄物ということでの焼却ということとありますけれども、クリーンセンター所管といたしましては、先ほど市長と部長からお話があったように、国からその処分方法が示されたということでございました。ということで、今具体的なお話がありました、その方向でやっていただくということで、清掃センターについては基本

的に考えていないということとあります。

議長（君島一郎君） 市長。

市長（栗川 仁君） 私が説明を、具体的にはということで先ほど申し上げました。圃場内のすき込み、さらには圃場内での腐熟化したものをすき込むという2つの方法、さらに、通常的一般廃棄物として埋却、埋めるということなんです。

実は飼料そのものは、捨てる場合には産業廃棄物です。それが一般廃棄物として処理していいよと、埋めていいよということで、焼却するかそういうことではないという解釈をお願いしたいというふうに思っています。

以上です。

議長（君島一郎君） 15番、人見菊一君。

15番（人見菊一君） この点については十分理解をしました。埋却ということが基本であるというふうに理解したいと思います。

次に、肥料中の放射線測定、9月に県が実施をするという市長の答弁であります。実施計画、検査方法、これ等についても伺いたいと思います。

それと、堆肥センターで堆肥を販売していると思いますけれども、これらの検査体制あるいは販売する段階での状況というものについてお尋ねをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 畜産農家の堆肥の検査の方法ということでお尋ねをいただきました。

検査方法につきましては、大きく酪農と肥育牛の経営のグループと、それと和牛の繁殖の方と、それと先ほど言いました汚染稲わらを保有している農家ということで、大きく3つのグループに分けて検査をするということになってございます。

まず、汚染稲わら保有農家については、当然戸別に全戸の堆肥を検査しまして、基準値の400Bq

以下であればオーケーと、以上の場合には移動ができないという形になります。

それと、和牛の繁殖につきましても、当初から和牛の繁殖の親牛については、育成牛もそうですが、牧草についても300Bq以上のもも食べさせていいですよというふうな基準になっていましたので、当然ふん尿のほうにそれらが移行する可能性が高いということで、和牛の繁殖についても全戸検査です。

これについては今後9月に入りましてから、市のほうも協力しながら、全戸のサンプル採取と、それから検査をしていくという形になります。ちなみに市内でいきますと、177戸が和牛の繁殖の対象でございます。

それから、残りの酪農と肥育につきましては、那須塩原市でいきますと、旧黒磯市、旧西那須野町、旧塩原町ということで、3地区それぞれ3点のサンプルをとりまして検査をします。3カ所すべてが基準値400Bq以下ということでしたら、出荷も施用もできるということで、これはもう既に第1回目が始まっております、残念ながら、旧塩原地域については施用出荷が可能ということで、西那須野と黒磯については合計、3戸、3戸、6戸の農家を抽出したんですが、一部農家で400を少し超えて500ちょっとぐらいになってしまったということで、引き続き別な農家さんを調査していくということで、それが牧草のときと同じく3週連続して、3回連続して全部規制値以下ということであれば、それ以外の農家もオーケーということですが、先ほど言いましたように、1回目で400を超えてしまった農家につきましては移動等しないようにということで、先ほどの汚染稲わらを保有している農家と同じような指導の対象になっていくということでございます。

それから、堆肥センターにつきましてですが、

堆肥センターにつきましては暫定基準値、許容値が示されたのを受けまして、できた製品の検査というものを外部委託でやりまして、事故前にできていた堆肥についてはセシウムの含有がゼロではないけれども、36Bqほど検出された。ただ、基準値以下ですよということ。

それから、事故後に製造しているロットについて、これについても検査を申し上げまして、230ということで検査結果が出ていると。いずれも400Bqは下回っているということで、県のほうに確認をしまして販売できるということでございます。

それから、ロットについては1回1ロット、3カ月、4カ月ぐらいでどんどんできていきますので、それについてはその都度調査をしております。最新では8月24日に検査をしまして、26日に結果が出ておりました、それについても139Bqということで下回ってございます。

さらには、農家から搬入してくる堆肥等についても、ラインに入れる前に参考までに、これについては全然規制値も何もないんですが、参考までに調査をしております。そうしますと100ちょっとぐらいのレベルということで、これは参考の数値ということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 15番、人見菊一君。

15番（人見菊一君） 肥料中の放射線測定関係等については理解をいたしたいと思います。

さらに、堆肥センター関係での測定も基準以内ということでございますので、大いに製造に力を入れて販売していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

以上、詳細にわたって答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

最後に要望を申し上げまして、この項目は終わ

りたいと思います。

那須塩原市の基幹産業である畜産業を守るために、市の英知を結集した対応を今後ともお願いしたい。ぜひとも、長期展望に立って支援施策の検討、賠償の問題解消、融資制度等の充実などの対策を十分検討していただくよう、強く要望を申し上げます。

次に、最後の3番、行財政改革プランの見直しについてお尋ねをいたします。

現行の行財政改革プランを見直し、新たなプランの作成に向けての取り組みが進められていると思うが、以下の点についてお伺いをいたします。

1番、行財政改革プランの見直しを行っていると思うが、その内容をお伺いいたします。また、策定スケジュール等についても伺います。

2番、見直しに当たって、見えてきた課題は何か、この点についてお尋ねをいたします。

3番、新たなプランで重点的に取り組むべきことは何か。

この3点についてお尋ねをいたしたいと思いません。よろしくお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） それでは、3の行財政改革プランの見直しについてお答えをいたします。

の行財政改革プランの見直しの内容につきましては、現行の集中行財政改革プランが今年度をもって計画期間満了となるために、これまで二本立ての構成であった行財政改革大綱と集中行財政改革プランを一本化いたしまして、行財政改革推進計画として現在策定を進めておるところであります。

策定スケジュールにつきましては、既に3回の懇談会を実施しており、次回11月に予定の懇談会において素案をまとめ、パブリックコメントの実

施、来年2月の懇談会及び行財政改革推進本部会議を経て計画策定となる予定であります。

、 につきましては関連がありますので、一括してお答えをいたします。

見直しに当たって、見えてきた課題についてであります。懇談会の論議の中で3つの課題が上げられました。1つは、持続可能な行政経営の実現、2つには、新たな時代への対応に向けた行政サービスのあり方の見直し、3つ目には、市民との協働による豊かな地域づくりの推進であります。

これらの課題から導かれる重点的な取り組みといたしましては、合併に伴う公共施設の適正配置や協働のまちづくりの実践、行政需要の変化に伴う広域行政の見直し、市有財産の積極的な活用による新たな財源の確保などが上げられます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 15番、人見菊一君。

15番（人見菊一君） ただいま市長の答弁で理解をしたいと思います。2点についてお尋ねをいたしたいと思いません。この件についても一括してお尋ねをいたします。

計画策定に向けた課題、抽象的に先ほど3つ上げられましたが、具体的にどのように実施していくのか、この点についてをお伺いいたします。

また、これらの課題について、懇談会を3回ほど実施したということでございますけれども、どのような話し合いがなされていたのか、この点についてお尋ねをいたします。

また、懇談会での意見・提言、これ等についてプランの見直しに当たって、どのように反映をされていくのか、この点についてお尋ねをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） まず、第1点の具体的な課題に基づく具体的な改革ということでございますが、これ等については、例えば公共施設の適正配置においては、現在、小中学校の適正化等も進められております。その跡地利用等についても当然考えていかなければならない。

それと、清掃センター等の合併もしまして、1カ所にと申したわけでございますが、そのものの跡地について、まだ建物等が残っているという状況でございますので、それらについての処理、活用方法等も考えていかなければと。

あわせて文化会館、塩原にも現在建物としては残っているわけでございまして、これらのものについて今後検討していくと。あわせて体育施設、旧3市町でそれぞれ持っていたわけでして、類似施設等もあろうかと思えます。それらについても今後検討していくということになります。

それと、協働のまちづくり等でございますが、これ等については、今、指針づくりをしております、特にこの震災対応も含めて、今後行政の変化に伴う形の、どういった取り組みが市民とともにできるかという部分について検討中でございますので、それらの成果も含めて、今後、協働のまちづくり計画あるいはマニュアル等をつくりまして実行していくような形になるかと思えます。

それと、市有財産の積極的な活用によつての財源の確保、正直言いまして、公共施設等が廃止されますと、一定の用地等が残ります。それらの活用あるいは売却等も含めて、今後その財産の活用についても検討するということになるかと思えます。

それと2点目でございます。

委員会での論議でございますが、今申し上げたような具体的な部分について、委員それぞれの立場からご提言いただいております。後半の行財政

プラン、合併後10年間のうちの後半5年間になるものですから、ある意味ではそういった新市計画の仕上げという部分での整備の仕方あるいは財源等の確保等について、具体的に意見等がございまして、それらについて今後、先ほど市長のほうの答弁にありましたように、スケジュールに沿った形で素案を具現化していくと、文書化していくという作業の中で、それらについて明らかにしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 15番、人見菊一君。

15番（人見菊一君） 行財政改革プラン等については、今、企画部長の答弁で十分理解をいたします。これ等については、今後見直しに当たって、地域の実態あるいは市の運営状況、そうしたものを十分検討した中で、よりよい方法に進めていただくことをお願いを申し上げたいと思えます。

以上で私の質問を終わりたいと思えますけれども、本市を取り巻く状況、少子高齢化の進行、さらには東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故などの大きな変化が見られておるところでございます。これまででない市民の安全・安心への意識が高まり、行政へのニーズも変わってきていると思えます。行財政改革プランの策定に当たっては、これらを的確にとらえ、新たな時代に向けて政策が展開できるよう、持続可能な行財政経営の基盤強化に取り組んでいただけますようお願いを申し上げます。私の柔仁会の会派代表質問を終わりたいと思えます。

大変ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で柔仁会の会派代表質問は終了いたしました。

植木 弘行 君

議長（君島一郎君） 次に、清流会代表、17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） 清流会、議席番号17番、植木弘行、会派代表質問通告書に基づいて、会派代表質問を行いたいと思います。

早速、質問事項に入りたいと思います。

1、本市の災害時の体制について。

9月補正予算で、備蓄品の購入が計上されているが、今回の3.11大震災の検証を含めた改善点を伺う。

災害時の体制強化の観点から、今回の大震災をどのように検証されたか伺う。また、その結果を踏まえた市としての考えを伺う。

今回の補正予算で計上されている備蓄品等の内訳、その根拠を伺う。また、今後ふやしていくと思うが、考えについても伺う。

通信手段の拡充（自治会・消防との情報の共有）の考えを伺う。

今回の大震災における自治会の活動状況を伺う。また、市として協働のまちづくりの観点から、どのようなことを行ったか、お伺いいたします。

第1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 17番、清流会、植木弘行議員の会派代表質問にお答えをいたします。

1の本市の災害時の体制について、4点ご質問がございますので、順次お答えをいたします。

今回の大震災をどのように検証し、その結果を踏まえた市の考え方についてのご質問にお答えをいたします。

東日本大震災による本市の被害は、全壊の住宅が11棟、半壊の住宅は35棟に上っておりますが、

人的な被害が少なかったことが不幸中の幸いであったと考えております。

大震災発生直後からの対応は、いち早く災害警戒本部を設置し、災害対応に当たりましたが、広範囲な地域での停電や携帯電話の通話制限の中、避難所へ避難した市民の支援はもとより、駅からの帰宅困難者の受け入れ、県外からの避難者受け入れなど、想定以外の事態にも対処してきました。

このようなことから、市民がこうむる災害に対応するのはもちろんのこと、市域、県域を超えた災害対応も考慮に入れた、今後の地域防災計画の見直し、危機管理組織の設置、防災施策の展開など体制の強化を図っていきたくて考えております。

今回の補正予算に計上している備蓄等の内訳・根拠並びに今後の考え方についてのご質問にお答えをいたします。

今回の大震災は、3月とはいえ、まだまだ寒い時期に発生したもので、このことを踏まえ、避難所用の発電機、暖房器具、投光器等、食料・毛布等の備蓄品の配備、衛星携帯電話を導入するための予算計上をいたしました。

避難所用の発電機や暖房器具等は、地域的な偏りがないよう市の公民館15館に配備を予定しております。

備蓄品につきましては、同時に750人の避難者を受け入れる場合を想定し、3日間避難所で生活できるような食料、毛布等の設備を行う予定です。

衛星携帯電話につきましては、本部と災害発生現場間での通信手段を確保するため、本庁及び各支所にそれぞれ2台を配備する予定です。

なお、備蓄品につきましては、今後の中でその品目と数量等について検討を行い、より必要性の高いものを充実させていきたいと考えております。

自治会・消防との情報の共有についてのご質問にお答えをいたします。

災害時においては、市民と行政が情報の共有をしていることが安全の確保と安心につながり、そのためにも通信手段の確保が重要であると考えております。

今回の大震災発生直後から、消防団や多くの自治会において自主的な地域の巡回が行われ、その結果の一部は市に伝達されましたが、市から自治会等への情報伝達についてはリアルタイムでの情報発信ができず、課題を残しました。

今後は、市民への災害情報の伝達につきましては、那須塩原市メール配信サービス、いわゆるみるメールを最大限に活用していきたいと考えております。

すべての配信登録者に対し、瞬時に情報を伝達できるという利点を生かすためにも、多くの市民の皆さんに登録をしていただけるよう周知をまいります。

また、情報の収集につきましては、自主防災組織など地域の皆さんからの被害情報などの報告をいただけるような仕組みを構築していきたいと考えており、今年度から新たに取り組む市独自の総合防災訓練において、自主防災組織と連携した情報収集・伝達の方法を訓練したいと考えております。

今回の大震災における自治会の活動状況と協働のまちづくりの観点から、市がどのような対応を行ったかというご質問にお答えをいたします。

自治会の活動といたしましては、地区内の見回りのもとより、地域施設の状況確認、消防団との情報確認を行い、さらには避難者受け入れを想定した自治公民館を開いていたところもあったとの報告を受けております。

市民との協働としては、大震災発生後、災害時の協定を結んでいる建設業協会から、避難所で使用する災害対応機材等の提供を受けており、市民

団体による避難所での炊き出しや、個人・団体・法人からの支援物資の提供を受け、市として避難所の運営を行いました。

また、県外から市内に避難してきた人たちにつきましては、車座談議組織及び自治会に協力をお願いし、実態把握を行いました。その際には、市民の方からも情報提供があったと聞いております。

このようなことから、市民と行政の協働は身近なところで行えるものと考えており、さらに信頼関係に基づく市民と行政の役割分担により、よりよい協働のまちづくりを推進することが可能であると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後 1 時、会議を再開いたします。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正

議長（君島一郎君） ここで、産業観光部長より発言があります。

産業観光部長。

産業観光部長（生井龍夫君） 先ほどの人見菊一議員の会派代表質問に対する私の答弁の中で、一部誤りがございましたので、ここで訂正をさせていただきます。

牧草関係の東京電力に対する損害賠償請求の中

で、那須地域全体で9億500万程度というふうにお答えを申し上げましたけれども、この数字につきましては那須塩原市内の農家に関する金額でございます。那須地域全体じゃなくて那須塩原市の金額ということで訂正をさせていただきたいと思っております。申しわけございませんでした。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） それでは、再質問を行いたいと思います。

先ほど答弁いただいたわけですが、問題が大体関連をしておりますので、 から 、関連として一括質問といたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず1点目、6月の定例会の会派代表質問等で、危機管理部署の新設も視野に入れた組織の見直しを検討、通信機器や備蓄倉庫などの充実について検討すると答弁されております。

今回の補正予算で備蓄品の購入が計上され、備蓄品の充実を図り、携帯電話などの通信機器の充実にも努めていることだと思っておりますが、そこで今回の答弁にある地域防災計画の見直し、危機管理組織の設置、防災施策の展開などの体制の強化では6月議会から現在まで、どのような検討がなされてきたのかお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 今回の震災に関しまして、6月議会の答弁以降どのような見直しがされてきたのかということでございます。

まず初めに、体制の強化という部分につきましては、6月議会でもお話ししましたように、新年度からの対応ということで考えております。とい

いますのは、途中の人事異動というのは大変困難な部分がございますので、管理部門につきましては、現在行政系のほうで防災等、議会関係、例規関係を担当しておりますけれども、これにつきましては新年度から新たな部署、危機管理室になりますが、あるいは係になりますが、それはこれからの検討ですけれども、そういった部署を設けまして、放射線の対応も含めました検討をしていくということで検討しているところでございます。

なおまた、備蓄品につきましては、先ほどの答弁のとおり、今回やはり通信機器といいますが、携帯電話が不通になった、つながりにくくなったという状況の中では衛星携帯電話の導入、さらに避難所において、停電によります明かりがとれなくなったということに対しましては、投光器等、暖房器具も含めまして補正予算の中で対応していくということで、そういった対応を9月議会で予算の議決がいただければ公民館等に配備するというので、組織面においてと備蓄品においてという部分でございますが、さらに地域防災計画の見直しにつきましては、これから具体的に、これまでの見直しの中では、幹事課を中心としました職員によりまして防災計画の見直し、22年においてやってきました。

そういったものを継続してやっていく考えでございますけれども、まだその部分の具体的な見直し作業には入っておりません。いずれにしましても、早急にそれぞれの避難所等あるいは初期の対応等も含めまして、マニュアルづくりも含めながら早急に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） 今、新年度からということで答弁をいただいたわけでございます。

また、今までの体制とか内容については22年度からやってはきているが、具体的にはまだそろっていないと、こういうふうなおおむね答弁だったかなと思いますが、災害はいつやって来るかわからない。市のほうでも、この対策関係の文書の中には入っておるわけですが、前もって災害発生時の初動体制を決めることが結果として被害を少なくすると、こういう点から考えると、新年度まで送るのはいかがなものかと、このような感じが私はしております。

したがって、もう一度お伺いいたしますが、そのような少しゆっくりした体制でいいのかどうか、再度お答えください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 今回3月の震災におきましても、初動体制におきましては、いち早く災害計画本部を立ち上げまして、それぞれの部署がパトロールと申しますか、災害状況の把握を行いまして、そういった中で現在、補正予算等も含めまして対応しているということでございます。

そういった意味から初期の体制については、災害時の体制については、現地域防災計画の中でも対応できていると思っています。ただ、見直しをする作業の中では、今回も想定外と申しますか想定しなかった広域避難者に対する対応あるいは鉄道、道路の運転停止による帰宅困難者に対する対応、そういった部分については、今後この地域防災計画の中に組み込むという中で検討はこれから早急にやるということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） 私が聞き取りが不十分であったのかどうかわかりませんが、地域防災計画の中で早急に対応すると、このようにご答弁をい

ただきましたので、そのように早急な対応をとっていただきながら、市民の安心・安全を十分守れるような那須塩原市の体制としていただきたいなと思っております。

何でもいいことはどんどん進めればよいと思えますし、不都合なことは、やはり少しでも改善して、こういうことが行政にとっては課題なのかなというふうにも思っております。

どうぞひとつそういう意味で、前向きに対応を検討して、体制づくりを早急にしていただきたい、物事の不安が広がらないように努力していただければありがたいと思っております。

それでは、さらに質問を進めます。

先ほどの答弁では、15公民館に避難用備品を整備するという答弁がありました。現在、公民館体制は、大体職員2人の体制と臨時の方の体制になっているかなというふうに思っておりますが、現在の体制の中へ、この避難所用関係防災対策に関する仕事の部分も入ってくるのか、あるいは2人では大変なので、雇用の拡大の意味も含めて増員するような考え方があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 今回、15公民館に配備します防災機器等につきましては、やはり公民館が福祉避難所的な位置づけになっているという状況もございまして、ある1カ所にそういったものを置いておいて災害時に運ぶというよりは、公民館に備えておいたほうが即使用できるという面から公民館に配備するというものでございます。

なお、防災体制の中、公民館業務の中というお話もありましたけれども、あくまでも地域防災計画上のそれぞれの役割分担がございまして、今回の備品の備え付け、設置につきましては、あ

くまでも公民館に置かせていただくということでの考えでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） この点については理解をいたします。

これは避難所関係でございますが、万が一公民館が避難所になるということになりますと、3年分ぐらいの備蓄品を置いておかないといけないというふうな形になりますので、管理とかそういったものに対する今後の対応策を検討していただきたいのと、このように考えております。この点については理解をいたします。

続きまして、本庁、本部と支所、現地本部の関係はわかりますが、教育委員会所管の公民館はどのような立場でかわることになるのか、お伺いをしたいと思います。それは組織上、体制上の問題なんです、本部から教育委員会を通して公民館に連絡あるいはいろいろな意味での対応がなされていくのか、あるいは西那須野に例えば支所があります。支所からそれぞれの公民館に連絡体制あるいは報告体制、かわり方になるのかお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 公民館の関係でございますけれども、公民館においては、先ほど言いました福祉避難所としての対応をしていただくという部分でありますけれども、あくまでも地域防災計画、避難所の設営に関しては、保健福祉部が中心となってやるということでございまして、保健福祉部の担当のほうから、施設管理者と申しますか、公民館長に避難所として使用したい旨の申し出を行いまして避難所として使用するというところでございます。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） お答えでは、避難所は福祉部関係の対応になるということとということのお答えでございますが、教育委員会あるいは支所を通らないで福祉部から直接というふうなことで再度聞きますが、よろしいのでしょうか。また、別な考え方を持っているとかないのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 現在の地域防災計画の中で、先ほど避難所の所管については、避難所に関しては保健福祉部という部分がございます、教育委員会もそれぞれの計画の中で位置づけられておまして、当然、警戒本部なりが立ち上がった場合には、教育部長もその席に入りましていろいろ検討していくという部分でございますので、そういった中で対応しているということでございます。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） そうすると、いろいろな対応については、かわり方については福祉部のほうから各公民館に対応するのととも、教育委員会所管からもあわせて対応される。これは、同時並行で対応されるという考え方でよろしいのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 災害発生時におきましては、当然地域の方が公民館を避難所として使うということになれば、そういった状況においては、当然警戒本部なりの中でその対応を検討することになります。その中にも教育部長も入っておりますから、そういった対応をする中で、具体的には保健福祉部から施設管理者にという形になりますけれども、それは同時並行的に進めることも可能

だとは思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） その辺はよく決められておいたほうがいいと思います。いざ災害が発生したり問題が起きた場合について、はっきりした一本の線で対応ができていないと、向こうの課が所管がやるからいいだろうとか、あっちから言ったんじゃないとか、そういうふうな部分が人間としてはどうしても生まれる可能性がありますので、きちんとした一本化した対応策を考えられて今後対応してもらいたいと、このように思っております。

それでは、この点に関しましてはわかりました。そのようにどうぞよろしく願いいたします。

次に、自治会と地元消防が協力して、被災があった後、警戒に当たったと思いますが、市はどの辺までこのことに対して把握しているのか。また、自治会の活動状況をどのように把握・分析されているのか、あわせて伺いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 今回、自治会の方から市の聞き取り部分もございましたけれども、現在把握している内容で申し上げますと、23の自治会から情報提供を受けております。

内容につきましては、自治会の活動内容でございますけれども、被害状況の確認、さらには自治会の中で民生委員さんの協力を得て、ひとり暮らし高齢者の安否確認をしたという部分もございませぬし、公民館、これは地域の公民館だと思いますけれども、公民館を避難所として開設準備をしたというような自治会もございました。

また、消防団におきましては、担当エリアとい

いただいたということでございます。今回は特に自治会長さん、あるいは自主防災組織の長の方には、こういう被害があったというのが、ちょっと初期の段階では情報発信ができなかったという部分もございました。そういう中におきまして、自治会の中では自主的に活動していただいたということでございます。

今後、地域防災計画を見直すに当たりまして、こういった実際に活動された自治会の皆さん等の意見もお伺いしながら、計画づくりに役立てていきたいというふうにご検討いただいております。

以上です。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） 被災され、自分の家も家族も不安の中、やはり1日、2日ぐらゐの間に各自治会長さん、地域の消防団の皆さん、それから民生委員の皆さん、ご努力、ご尽力をいただいたと思います。そういった意味では、今後情報の共有を図るということをお考えすると、適切な連絡体制、報告体制、こういったものを早急に確立していただきたいなど。今後災害は起らないほうがいいわけですが、万が一の場合に同じような意見が出ないように、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

この部分については、以上です。

次に進みたいと思います。

また、答弁の中で連絡が不十分だった、今後の体制として考える中で、みるメールですか、こういったものを考えていきたいとご答弁の中に含まれていたようでございますが、この問題については、先ほど伝達と報告とか、こういった意味合いからしますと、みるメールは片方の部分だけ、伝える、周知する、見ていただく、こういった部分が見るメールの役割なのかなと思います。したがって、逆に自治会あるいは自主防災組織など

から報告を受ける、現状のつづさな実情を市に吸い上げてもらう、こういった意味合いからすると、もう片方の部分が何か足りないのかな、もう片方の部分を研究検討してもらいたいなど、このように思いますが、何か対応として考えられることはございますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 自治会長からの市への情報提供を強化するという意味合いの中では、やはり自主防災組織の結成を、市としてもこれまで以上に進めていかなくてはならないと。現在の状況ですと、214自治会の中で53自治会ということで、二十数%の結成状況でございますけれども、こういったものをさらにパーセンテージを上げるといいますか、それぞれの自治会で自主防災組織が結成されるように、市としても強化していかなくてはならないだろうと思いますし、そういった自主防災組織から市への情報提供といいますが、そういったことによりまして安全・安心につながるのかなと思います。

そういった中では、自主防災組織においても、今回市独自の防災訓練なども計画しております。そういった中で連絡体制をどのように図っていくかというものも訓練の中で実施しながら、自治会等からの情報の収集に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） 丁寧にご答弁いただいたようでございます。

ただ、この中に自治会の中には、今、部長のお話がありましたように自主防災組織、これを市としては何としても立ち上げて、全市自主防災組織がある体制に臨みたいと、こういうことは私も同

感でございます。ただ、今、発表がありました214のうち53団体が結成されて、まだ未結成のところがたくさんある。したがって、ここに対するご努力を今後とも市のほうでお願いを申し上げたいと思います。

また、自主防災組織だけでなく、自主防災組織が立ち上がらないうちは、やはり自治会単位の活動になると思いますので、その辺も立ち上がらないうちは体制的にどのように組み込むか、また民生委員と消防団、これについても自治会から連絡網をとるのか、あるいは直接本部から体制の中からとっていくのか、その辺もよりよい体制となりますように研究していただきたいなど、早急に対応策がとれますようにと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

この項の最後の質問になりますが、今回の震災を教訓に、市民と行政の役割を考え直すよい機会ととらえ、話し合いの機会を特別に持つようなことを考えているかどうか、その点について最後にお伺いしたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 今回の震災を踏まえまして、先ほどから申し上げておりますように、地域防災計画の見直しという中には、この計画見直しに当たりましては、策定時からいろいろな関係団体等からのご意見をいただきながら策定したという経過がございます。

こういった中で、再度そういった方にご意見を伺いながら、またその計画策定時におきましては、自治会あるいは民生委員の皆さん等からもご意見を伺いながら計画の見直しを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番(植木弘行君) 市、自治会、市民、そして企業などが、それぞれの立場において災害時の活動をされていたことが少なからず質問のやりとりでわかりました。情報の共有と信頼に基づき、さらなるよき体制づくりをしてほしいと思います。

以上、期待をいたしまして、この項を終わりにいたします。

続きまして、2項目め、放射線対策について。

放射線対策として、小中学校、保育園・幼稚園の表土の除去や今回の放射線マップの作成、測定機器の貸し出しなど、市としての対応策に敬意を表し、以下の点について伺いをいたします。

放射線対策として、市の基本的な考えをまず伺います。

として、既に除去を行った表土の保管をどのように考えているのか伺います。

今後出てくると思われる公共用地の表土除去などに対する市の考え方を伺います。

測定器の貸し出しは大変よいことだと思いますが、その後に市民から表土除去の要請等に対してどのように考えているのか、市の考えを伺います。

以上、2項目めの質問といたします。

議長(君島一郎君) 答弁を求めます。

市長。

市長(栗川 仁君) 2の放射線対策についてお答えをいたします。

の放射線対策として市の基本的な考え方につきましては、市民の生活や生産活動にかかわる重大かつ長期にわたる課題であり、継続的な放射線量の測定及び市民との情報の共有、健康被害対策、市内の産業全般にわたる風評被害対策等、市民の安全・安心を第一に考えた長期的な対策が必要と考えております。

そのために、対策の調査と立案、事業の調整のために、8月24日に放能線対策本部を設置したところでございます。

次に、の既に除去した表土の保管についてお答えをいたします。

既に小中学校や保育園等で除去した表土の保管につきましては、除去した敷地内に埋め、保管する集中地下埋設方式で処理しています。しかし、国のガイドラインによれば、今後は国が処分場を確保することであり、これらの保管はそれまでの仮置き場であると考えております。

次に、の今後の表土除去につきましては、市独自の基準を設定することも含めて、放射能対策本部において検討してまいりたいと考えております。

続きまして、の市民からの除染等の要請に係る対応についてであります。9月中旬から開始する予定の放射線量測定器の貸し出しの際には、除染の例及びその効果等を記したパンフレットを添付したいと考えております。

しかしながら、除染等につきましては、市がすべての作業を直接行うことは困難であることから、今後、長期間にわたって、市と市民が一体となった取り組みが必要と考えております。

したがって、私有地の表土除去等につきましては、所有者に対応をしていただくことを基本に考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長(君島一郎君) 17番、植木弘行君。

17番(植木弘行君) 2項目めの放射線対策についての再質問を行いたいと思います。

やはり何点かありますので、よろしくお願いを申し上げます。また、相互に関連しておりますので、一括して質問といたします。

まず1点目、市民の安全・安心を考えた長期的

な対策を検討する放射能対策本部を設置したと発表がありました。対策について、いつごろを目途に公表、運用されるのか伺います。また、対策本部の構成、上部組織はわかりましたが、下部組織の体制はどのようになっていくのかも、あわせて伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 2点ほどあるかと思えます。

まず、対策の公表等でございますが、一番最初にやらなければならないことは、放射能、放射線量の実態でございます。その把握から入るということで、一部ではもう既に実態等が上がっているわけでございますが、まだ足りない部分があるので、その実態を見ながらそれに対応すべく、先ほど市長答弁にありましたような風評被害あるいは健康対策、除染等を行っていくという形になります。

よって、今のところメッシュの全域にわたる調査等についても、まだ形上は進んでおりませんので、それらの情報を収集していきたい。また、その情報については市民と共有を図っていききたいというふうに思っております。

今後、その対策についてはタイムリーな形で打ち出していくということになります。

それと、対策本部の構成でございます。上部については、ご案内のように市長が本部長ということで、副本部長に松下副市長が当たっているわけございまして、あとは関係部署の長、部長さんたちで本部は構成されております。その下に幹事会というのがございまして、企画部長を幹事会の長としまして各幹事課、全課にわたります、幹事課の課長さん方がその幹事会を構成しています。

その下にプロジェクトチーム、実際に計画等を

立案調整する会議でございますが、それらが38名のメンバーでプラス事務局、企画情報課のほうの職員が当たるわけでございます。その38名のいわゆる部署部署での対応職員が、今後その放射線量の調査結果に基づいて政策を打ち出し、なおかつその会議で調整したものを本部長あてに具申していくというような形をとっていくという構成になっています。

政策、時期的なものでございますが、これ等については、もう既にご存じのように、学校関係、保育園関係等についてはなされている対策もあります。また、経済対策として、観光あるいは商業関係のほうでの対策等もとられているわけなんです。随時、先ほど言いました結果に基づいて、政策を立案するものですから、いつ幾日までに何々をというスケジュールは、現在のところまだ決まっていない状況でございます。ただ、早急に学校あるいは保育園の除染対策等も効果が出ておりますので、それらの内容も含めて今後どうするかについて、早急に施策を立案していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） 少し私の頭の中が整理されてきました。本組織の後に幹事会、課長レベルの組織がありまして、その下にさらに38名プラス事務局、企画情報課が入るように今お話がありました。プロジェクトチームをつかって、いろいろな体制づくりを、あるいは施策づくりをしていくと、こういうことでございますよね。早急にこれも対策をとって、さまざまな放射線対策について対応を立案していきたいと、このような答弁だったと思いますので、ぜひ早急にやはり対策をとって、物事を一步一步前進させていってほしいなと思います。

なぜ、こういう質問をするかといいますと、やはり放射線は皆さんもご存じのとおり、目に見えません。触っても触感もわかりません。あるいはどこにどの程度の量があるのかもわかりません。そういった中でございますので、今、企画部長のお話の中にも1kmメッシュで1点を多分はかっていくように資料があったと思いますが、そういったマップを早急に作成していただき、線量の高い地域を、早急な対策がとれる基本的な対策を考えてもらいたいなと、このように思いまして、1点目は終わります。

次に、この項の次の質問に入ります。

2点目として、表土除去について。

8月24日、情報誌によりますと、校庭の表土除去をめぐる国の基準が1μSvということでございましたが、それよりも厳しい市独自の基準を設定するということですが、どのような基準を想定しているのか、また実際決定しているのか、それについてお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 1μSv/hで、小学校あるいは保育園等の除去作業は既に終了しております。これらの効果を見てもみますと、おおむね3分の1程度の除染といたしますが、効果が出ているようでございます。よって、今後、測定が1未満であった当時、それらの施設についてどうするかというのが早急な論議的になるかと思うんですが、ただ市の独自のというのは、子どもたちが現実的にどういう生活をしているか、いわゆる学校にばかりおりません。なおかつ、学校でも校庭にばかりはおりません。そういった生活状況の時間、当然通学あるいは一般家庭に戻った形等々も含めての総量といたしますが、積算線量等がある意味で科学的にはじき出して、それによってどう対応し

ていくかというのが今後の論議になるのかなというふうに思うんですが、実際のところ、まだ8月24日に本部をつくったばかりでありまして、そのところまでは踏み込んだ論議が今のところされていないというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） 除染効果は、線量が3分の1ぐらいに下がったという効果が生まれているというご報告だと思いますが、こういう状況がはっきりわかっているのであれば、さらなる除染体制づくりを考えていったらよろしいのではないかと思います。またこの基準については、現在についてははっきりお示しにはなっていないと。したがって、この市独自の基準を設定するという事は、どの程度のことを想定しているのか、どうしても私としてはお伺いしておきたいなというふうに思うんですが、再度質問して、お答えいただけませんか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 基準というのは、数字的な基準もちろんあるんですが、正直言います、いわゆる100未満の部分については、例えば健康被害等の状況等がどうなっているかという部分も含めて、まだ未知数なところが当然ありますので、数字だけであらわすという形ではなかなか市民の方のご理解も得られないんじゃないかなというふうに思っております。

そういう形でありますから、健康被害調査あるいはいわゆる除染、これは学校だけでなく公園施設とか、あるいは細かいいえば地域ごとの開発による帰属公園とか、あるいは観光施設等々、またアスファルトで舗装された道路の部分等々についても、いろいろ細かい方法、実際の除染の方

法、あるいは目標値の設定等をしなければならぬということ、それらについては先ほど言いました38名というのは、そういった意味での公共的な施設をあずかっている部署の人間が集まっておりますので、その中で具体的に方法あるいは数値的に設定できるものであれば、数値目標等も定めてやっていくという方向で検討していきたいということであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） そうすると、この8月24日、私は情報誌を切り抜いて持って読んだりしているんですが、那須塩原放射能から子どもを守る会、熊久保さんという方から、9,000名の署名を添えて、市あるいは市議会のほうにも陳情が出ているわけですが、こういった中でも市長は、独自の対策に取り組む考え方を記者団に説明しておりますので、その辺はある程度明らかにしていただかないといけないのかなと思います。

ここで、市長にそのお考えを直接お聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） ただいまの市民の要望ということで、陳情を受けたときの話でございますけれども、ここで私どもも要望される側のお子さんを持つ親の考え方というのも十分理解をしているところでございます。

放射線量が高いとか低いとかという話は当然あるわけですが、基本的には、あの方々から言えば、低ければ低いほうがよいという方での話で、事故が起きる前の状況が最も望ましいということになるだろうと私も認識をするわけでございます。しかし、現状の中では、当然事故があって放射線量が高い、特にこの地域はホッ

トスポットがあって高い場所もあるという中から市の対策を考えていかなければならないだろうというふうに判断をしたところでもございます。

そういう中で先ほど申し上げましたように、国が申し上げておりますように、国が、文科省ですが、そちらのほうで1日の放射線量1mSv/hで、福島県を学校の除染の対象にするというような話になってきましたので、当然私のほうとしては、それを基準に那須塩原市も実施をしたところでもございます。

その結果が、先ほど申し上げましたように、1mSvを超えておるところを実施した中で、大方平均で申し上げますと、0.26ぐらいの数字が示されておるところに伺っておるところでございます。

当然そういうことになると、限りなく1mmに近い方々も、ぜひ除染をというのは当たり前の話になってくるんだらうというふうに思いますし、そういう中から科学的な判断をするという企画の考え方は当然あるんだらうと、そういう中で明解にしていきたいという部分もあるんだらうというふうに思いますけれども、私といたしましては、学校等についてはそういう形で除染が進んできたという経過がございます。

先ほどお話が出ましたように0.26あたりが平均的な数字、0.3を下回るというような状況だということになりますと、当然その状況にしてもらいたいというのが、それを超えておる方々の考えなんだらうというふうには推察をしております。そういうものが可能かどうか、これから検討していきたいということでありますので、当然設置をした本部、特に先ほど申し上げましたように、下部組織の中でそういうものを検討していくという中での話題としては取り上げていただきたいなと私自身は思っております。それらの検討の中で十分

協議されるものというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

「1 μSv」を「1 mSv」と申しました。訂正願います。

以上です。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） 今、市長のほうから訂正があって、「1 mSv」を「1 μSv」と。私もそうかなとは思っておりましたので、質問はいたしません。それで理解をいたします。

結果的には、0.3を下回る0.26ぐらいが市民としてはある程度考えがあるのか、1 kmメッシュで300カ所について、那須塩原市の放射線量を調査するわけでございますから、その結果、そのような結果が出た内容の中と、この0.3を下回る程度の市民の意向も含めて、下部組織のほうで検討してくれると、こういうことでよろしいんでしょうか。

議長（君島一郎君） 市長。

市長（栗川 仁君） 学校を例に例えて申し上げましたけれども、学校という環境の中での話をしております。それが市全体、どこでもそういう基準でやるのかということになりますと、とてもそういう状況には、私はないというふうに思っておりますので、ほかの部分については調査の結果が出た中で、当然対策本部の中で、会議の中で、この状況等を踏まえて数字を設定していくというふうに思っております。

先ほど申し上げましたのは、学校を対象として実施をした結果からそういう数字が出てきたということでございまして、0.3以下の状況が除染した結果から生まれておるということでございまして、そういうことで学校についてはそういう状況、ほかの学校も保てる状況が望ましいのかなということで会議に諮っていただきたいと思っております。

す。そういうことで考えてございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） 市長のおっしゃる内容についてはわかりました。

ただ、この放射能の一元的な対処をするため、那須塩原市は対策本部を設置して、独自の基準を定めた除染に傾注ということで翌日の8月25日、やはり情報誌に発表になっておりますが、ここには今後検討する基準値以上となった道路、通学路を含む、または公園、道の駅など各公共施設の除染に段階的に取り組む構えだと、このように発表になっている関係上、この表土除去の工事についても、小中学校、保育園などで、放射線量が著しく低減したということで報告されております。

ただいまの市長の基準が、今後どの程度の基準に早急に決定されるのか、未定ではございますが、いずれにしても早い時期に決定されて、1 kmメッシュの300カ所の放射線量を基準にすることと、市民の0.3以下ぐらいの学校の環境の中の放射線量について、あわせて、またさまざまな研究、検討の中で決定していくということでございまして、早急にお答えを出していただければありがたいな、対応もできるのかなと思えます。

また、その中には線量の高い学校周辺だと、学校の側溝なんかもありますし、それから校舎の屋根から線量が落ちてくる雨どい、こういったものは、以前、早乙女議員のほうからも、非常に線量が高いということで一般質問の中からも質問されておりますが、こういったいわゆる線量の特別高い部分に対して、やはり除染対策を早急にとる考えをお持ちかどうか。

また、早急に今までの小中学校あるいは保育園、幼稚園、これにあわせて側溝あるいは雨どいの部

分も除染対策として進めていただけないか、再度お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 学校等の側溝あるいは雨どい受けというんですか、そういったところ、特に放射線量が高いところということでございますが、これは7月5日の下野新聞でしたか、相馬市ですとか南相馬市で、そういったところの地上1mでの空間放射線量を測定したときに、雨どいとか側溝等をやったところ、5倍から10倍高いと。地上1mに比べると5倍から10倍高いと言われておりますので、現実には那須塩原市のほうの小中学校のほうも今はかかっているところですが、5倍から10倍まで行かないまでも、かなり高い線量が出ておりますので、側溝あるいは雨どい受け等につきましては、清掃する予定で今調査をしている段階でございます。

これは、8月11日に臨時校長会を開催いたしまして、その中で各学校の校長先生のほうにもご説明をさせて、調査をするというようなことで、今、それを実施に向けての調査をしているというようなところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） 何か少し先に進んできたような気がいたします。小さい子どもを持つ、特に児童と言われる保育園、それから幼稚園、また幼稚園にも保育園にも上がっていない幼児、それから小中学校、高校生ぐらいまで入ってくるでしょうか、若い方については放射線の量の影響が、ある程度、甲状腺あるいは脊髄とかいろいろな部分に影響がないことはない、こういうふうなことで具体的にどうだというふうなことは私もわかりませんが、ある程度、受けなければ、浴びな

れば浴びないほうが良いと、こういうふうなことはだれもわかっていると思います。

したがって、ぜひこういったことに対して、できる限りできる範囲で、市のほうでも除染対策に努めていただきたいと思います。今後そういったことを前進していただくように強い期待を持ちまして、この3点目の質問は終わりにし、次に4点目に入りたいと思います。

今お話ししましたように、除染対策は市がすべて行うのは困難だと思いますので、市と市民が話し合いながら対応策を検討する機会を設定することも大事じゃないかなと思います。その辺の検討をする対応があるのかどうか。具体的にあれば伺いたいと思います。

また、国の除染対策、ガイドライン、これはやはり新聞報道で8月26日に出ておるわけでございます。市町村に対するガイドライン、除染に対するガイドラインだと思います。この中にも市民個人の除染に対するガイドラインの中身はあるのかどうか、あわせてお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 第1点目の市民との会話の部分でございますが、今後職員も含めて、市民の方に放射能とは何ぞやという部分で、お互いに理解していかなければならないところはあるかと思えます。そういった意味で講演会等を開きながら、なおかつ専門員といいますが、市として専門員の方にアドバイザー的な立場で、そういった方も招聘しながら作業を進めていきたいというふうに思っています。

ガイドライン等については、詳細を現在分析中でございます。ただ、特別措置法、いわゆる除染対策に対する特別措置法ができておまして、そちらのほうの、いわゆる廃棄物としての分類及び

その方法等々について、既に法的な部分でもできておりますので、その辺について今後、対策本部のほうでも勉強していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時08分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） どのように説明したらいいのか、答えと質問とちょっとかみ合っていないような感じなんです。部長のほうからは、国のほうから市町村に対する除染のガイドラインはわからないと、こういうふうなお答えだったようですが、これは8月26日の情報誌で、「学校、公園の除染優先、政府のガイドライン素案、効果がなければ施設も撤去」という見出しで、細かく対応が概要として載っているわけでございます。だから、知らないということはないんじゃないのかなと思いますが、何かの勘違いで別なことでご答弁されたのかと思っておりますが、政府の26日に新聞紙上に出たガイドラインですか、これを各関係自治体にまだ出てきていないのか、再度お伺いをいたします。

また、それにはいわゆる特に家屋とかには、学校・公園・道路、生活圏の除染の優先度が高いと、こういうことで、やはり先ほどの教育部局の答弁の側溝とか雨どい受けとか、こういったものに対してやはり全戸やると言ったんでしょうか、それ

とも一部分だったのか、その辺はちょっとはつきり受けとめていないので、後でお答えいただきたいんですが、まず企画部長には、ガイドラインを知らなかったのかどうか、もう1回お伺いします。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（室井忠雄君） ガイドラインについては私の勘違いでして、特別措置法のほうの関係と間違っていましたので、関係ガイドラインについては、私、手元にあって処置しております。ただ、その内容については生活環境部長のほうに。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ただいまのガイドラインですが、経過をお話しいたしますと、先ほど来、特別措置法という言葉が出てきておりますが、正式の名称では、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」ということで、実は、8月26日時点では法案ということでありました。

これにつきましては8月30日に公布されたというものでありまして、この公布はされましたが、8月26日に原子力災害対策本部が示した、除染に関する緊急実施基本方針というのが示されました。その中で、ただいま申し上げた特別措置法案が国会で審議されていると。であります。これが通っても、即内容的には、環境大臣が汚染に関する基本方針の策定あるいは除染等の措置に関する基準の設定というものが大きなものでありますけれども、すぐには示されないだろうということで、8月26日に原子力災害対策本部が示したと。その基本方針の中で、同じく同日付で原子力災害対策本部で先ほど言いました市町村による除染実施ガイドラインというのが示されました。

その中で除染計画の作成ということで、まずは目標の設定をします。2つ目は、区域及び対象ごとの優先順位をつけると。3つ目は、汚染状況の詳細な確認。4つ目が、ご質問にありました除染対象ごとの方針及び方法の決定。この中でいわゆる除染対象として検討すべき主な箇所としては、生活圏あるいは森林、農地、河川というふうなことでなっていますが、その生活圏の中で一般家庭、それがここに入ってくるのかなというふうに思います。5つ目が実施主体の検討、6つ目、最後に、仮置き場の確保というようなことで示されてはあります。具体的に今後というものにつきましては、先ほど企画部長が申したとおり、対策本部会議の中で検討していくということになります。

以上です。

議長（君島一郎君） 教育部長。

教育部長（平山照夫君） 学校の側溝、雨どい受け等の清掃といいますが除染の関係でございしますが、私のほうでちょっと言葉が少なくて申しわけなかったんですが、表土除去を11校行いましたが、その学校も含めまして、全35校の小中学校の側溝、雨どい受け等の清掃を実施するというので、今調査を進めているということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） 私も新聞紙上で見たものですから、とりあえず確認だけはしておかなければいけないと思って、きょうのこの質問の中に部分的に入れたわけでございます。このガイドラインが出ておまして、さらに市のいわゆる除染対策、この放射能対策本部で、さまざまな対応、対策を練って進めていくわけでございますが、この国から示されたガイドラインよりも、那須塩原市は独自の基準によって、いわゆる除染対策をしていくんだと、こういうふうな受けとめ方をした

ものですから、確認をさせていただいたわけでございます。

結果として、そのような考え方の中でよろしいんだらうと思いますが、その辺のことでいいのか、あるいは私の考えていることが違っているのか、一度関係部長に聞きたいなと思います。

また、それとあわせて、いわゆる測定器の貸し出しを市民にするわけでございますが、その受け付けを9月1日から行いまして、15日以降貸し出しをする、そのような内容だったかと思いますが、これに対する反応が、こちらの本庁関係では二百数十名、西那須野支所でも二百数十、塩原では50前後ぐらいの数字が報告されていたように思いますが、測定器を貸してご自宅へ持って行って、ご自宅の周辺をはかったり、お父さんお母さんがすると思いますが、その結果、先ほどの学校周辺の側溝あるいは雨どい受けが非常に数値的に高い、こういうふうなことは、各家庭の中でも、以前のやはり早乙女議員の一般質問の中でも述べられておりましたが、高いのかなと思っております。

したがって、当然高い数値を見ると、安心・安全のために何とかこれを撤去したいと、あるいは何か線量を下げる方法はないのか、こういった質問あるいは要望を市のほうに向けてくることは十分想定されると思います。

したがって、この測定器貸し出しの際にパンフレットを添付して、どのような内容をお示するのか、その辺をもう少し具体的に詳細にお伺いをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） それでは、測定器の貸し出しに当たって、市民から測定はして、その後の不安ということに対する考え方ではありますが、本日9月5日号で広報なすしおばらに、実は

1カ月前に、西那須野地区なんですが、一般家庭において除染実験を行いました。その記事がきょう配付の広報に載っております。当然はかつて、その後、先ほど来お話が出ていますとおり、高いところ、いわゆるホットスポットと申しますか、そういうところに対しての不安というのが当然出てくると思います。

今回実験をやりましたのは、屋内にあっては、まず、ほうきでの掃き掃除あるいはぞうきんでのふき掃除、サッシのレールのふき掃除、ガラス戸、網戸のふき掃除等を行いました。屋外にあっては、庭木の剪定あるいは芝生の刈り取り、芝の表土の除去、そのほか雨どい周辺の清掃、犬走りの清掃等ではありますが、これらについて実験の結果、参考までにこういう状況でしたというような情報、それは伝達をしていきたいということで、今回広報に掲載させていただきました。

これらを参考にいたしまして、まずははかつて、こういうところはまさに高いんだと、それに対してどう対処するかというものにつきましては、先ほど市長が答弁しましたとおり、私有地に関しては、やはり個人で行っていただくという考えになりますけれども、いずれにいたしましても、そういった情報を提供していきたいということは大切なことだと思っておりますので、それらについて貸し出しの際にも、それら除染の例のお話あるいはこんなことをしたらいいのかなというふうな、そのレベルのお話になりますけれども、そういったものも伝えて貸し出しをしたいというふうを考えております。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（室井忠雄君） 全体的な除染の基準ということでございますが、総合的に現時点では放射線量の実態がわかっておりません。先行した学校関係、保育所関係は、処置はしているところで

すが、その実態を把握の上、今後、先ほど市長から答弁ありましたとおり、その施設ごとといいましか地域ごとといいましか、個別の基準を設定して行って、それに対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） ただいま両部長のほうからご答弁をいただいたわけですが、まず生活環境部長のほうからご答弁いただきましたことによりますと、ここできょう伝達すると。この中には、個別の作業の対応の仕方、こういったことも含めて多分載っているのかなというふうに想定いたします。

また、この除染対策の情報についてお借りに来たときに、パンフレットを含めて情報も提供していきたいと、少しは市民の心配面を解消して、できるだけ除染に速やかに取り組めるようにしていきたいと、そういうことかなというふうに思っております。

ただ一つ、行政にお願いしたいとか、市民ですので、多分そういうふうな表現の言葉が出てくる可能性はないと思います。市のほうで何とかしてもらえないとか、あるいは場合によっては自分は高齢だからできないとか、あるいは人手がないからうちではできないと、そういった場合に、どこかそういう除染の専門の業者、処理する事業所、こういったものの紹介とか、こういったことも出てくるのかなというふうに想定されると思います。

したがって、その辺のことについては検討の中に入っているのか、速やかな対応ができるのか、それをお伺いします。

それと、市独自の基準にしている企画部長のほうから話がありましたが、結果、今のところ300

カ所の、あるいはいろいろな学校、あるいは施設の確実ないわゆる線量に対する調査ができ上がってきていないと、こういうふうな状況なので、そういうものをすべて早急に吸い上げて、地域あるいは施設ごとになるかもしれないが、独自の基準を決めていきたいと、こういうことですので、ぜひ早急に実施をして、早急に決定をしていただきたいと思いますなど、このように思います。

先ほどの生活環境部長のほうのことについて、とりあえずお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 測定をした結果、その除染対策と申しますか作業、それを行政でやってほしいといったときの対応とのご質問だと思いますが、先ほど市長が答弁いたしましたとおり、基本的には各所有者において実施をしていただくということが、基本的な考え方でございます。

したがって、高齢者等については、その中でどう対応するかというものは今後の中で検討になるかもしれませんが、基本的には先ほど申し上げたように、個人でやっていただくということでございます。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） 今のお答えだと、土地の所有者、家屋の所有者あるいは庭の木、芝、そういったすべてのものの所有者が、自分のところの除染については自己責任でやってほしいと、これが基本です。基本は私もよくわかります。ただし、その中に先ほど言いましたように、自分ではできないような高齢者とか、あるいは特にひとり暮らしとか、あるいはそれ以外にも母子家庭などでなかなか力もない、あるいは対応するのが難しいとか、そういった部分については何か特別な考え方、対応できるような、そういったことも少

し検討の課題の中へ強く入れていただきたいと思います。というふうに思っております。

それから、もう一つ、この件に関しましては、作業の仕方等、貸し出しの際に説明し、情報を提供していくということですが、結果的にある程度広大な土地を持っているとか、あるいは建物が大きいとか、あるいは企業で事業所の施設自体、建物自体も非常に広範囲に建ててあると。そういった部分に関しますと、なかなか個人でできない部分もあるのではないかなとも思います。

また、このガイドラインをちらっと見た範囲では、いわゆるある程度大がかりになった場合には、専門の事業者の除染対策とかというふうな何か項目があったような気がいたしましたが、そういったことで那須塩原市内には、除染に関する専門的な事業所とかそういったものを依頼された場合にはあるのかどうかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 除染作業を行う業者がいるかというようなご質問だと思うんですが、現時点ではまだ把握はしておりませんが、作業の内容といたしましては、そんなに専門的な特殊な技術というのは、業者にしてみれば、それほどレベルの高い作業ではないかというふうに思います。そういうことでは、そういった作業に類似した業種の方がおるとお思いますので、今後の中でそういったものも調べていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） それでは、ほとんどのことを質問として聞きましたので、この除染等につきましては、今後も市民の安全・安心を第一に考えた取り組み、対策をお願いいたしまして、この項を終わりにしたいと思います。

続きまして、3項目め、本市の空き地、空き家対策について。

議長（君島一郎君） 市長。

市長（栗川 仁君） ただいま放射線の項について終わるということでございますので、私のほうから一言だけお願いをしておきたいなというふうに思っていることがございます。

と申し上げますのは、先ほど国のガイドライン等が示されております。優先順位をつけて除染をやるというふうな話が示されております。しかし、除染をやっていく中で、今一番私は問題になってくるものは、やった後のこれをどう処置していくのかという問題が出てくるわけでございます。当然これまでの国の示し方ですと、やったところでそのままそのところに仮置きしなさいというのが条件というか、そういうことでやってくださいということございました。

これから、先ほど話が出ましたように道路あるいは側溝等をやった場合、そのものをどこに置か、これを市民の皆さんにも理解をもらわなくてはならない。多分ここに置きますよと言うと、いや、それはちょっと危険だから、うちのほうじゃなくてどこか持って行ってもらえればという話が往々にして出てくるのかなというふうに今推測しております。

そういうことになりますと、除染はやる、しかし置き場がないということになると、結果的にはやれないという結果が生まれてくるのではないかとということになります。

そういうことで、市民の除染に対する考え方、さらには、仮置きに対する考え方も周知徹底をしながら進めていかなければならないということでもありますので、議員の皆さんもご理解をいただきたいと思いますし、私どもとしても、市民にそれらを話をしながら、除染に当たっても検討してい

かなければならない。当然捨て場がないものについては、やりようがないと、今度はなってきたまいますので、そういう考え方でおります。

特に先ほど民間の人がやって、やる方法は教えました、先ほど。私はその処置の仕方もちっと教えてあげないと、仮に、いや、ちょっとこれくらいだから、どっか持って行って捨ててきてしまったなんて話になりますと、大変な問題になってくるというふうに思っておりますので、環境対策課のほうにもぜひそういうことで、計測器を貸す場合にも先ほど言った、やり方も教えますけれども、最終的な処分の方法についても、市民の理解をもらうような対応を図っていくということをお願いをしていきたいというふうに思っています。

そういうことで皆さんにもひとつご理解をいただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 失礼しました。

それでは、17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） それでは、3項目めに入ります。

本市の空き地、空き家対策について。

市政懇談会で空き地・空き家の問題が出ていましたが、市としての考えをお伺いいたします。

1点目は、建築基準法における措置があると思うが、どの辺までの処置が可能なのかお伺いいたします。

また、2点目で、火災予防条例等を制定し規制を行っている市もあると思うが、市の考え方を伺いいたします。

また、制定したときに、火災予防上の規制はどのようなものになるのかお伺いいたします。

3点目、景観条例で規制をすることも想定されるが、考えをお伺いいたします。

4点目、本市においても空き地・空き家対策は

今後の課題となると思いますが、総合計画後期計画策定に向けて、対策等を盛り込む考えはあるかどうかを伺います。

以上、3項目めの質問といたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 3点目の本市の空き地・空き家対策についてお答えをいたします。

この件につきましては、今の説明の中で、市政懇談会の中でお話ということで理解をして、その中で出た話を前提として進みたいというふうに思っております。

市政懇談会において、空き地・空き家問題ということで、所有者が不明または死亡等により、長期間放置されている土地・建物について、住環境の悪化、防火・防犯上などの問題につながり、また将来にわたり安心・安全なまちづくりの支障になる。個人の財産であることから対処は難しいと思うが、国・地方公共団体でも処分ができるような法整備について検討されたいという要望がございました。

このご要望に対しまして、市や消防署に対して空き地・空き家の苦情等があった場合は、現地調査を行い、必要に応じ所有者などへ文書による指導・改善等の通知をしております。

しかし、空き地・空き家につきましては個人が管理すべきもので、市が個人の財産を管理することや、取り壊しをすることはできない旨回答いたしております。

ご質問は、市の空き地・空き家対策について、

建築基準法上における措置、火災予防条例の制定及び規制、の景観条例による規制、の総合計画後期計画に盛り込む対策等の4つですので、法令等の整備状況と運用上の問題点、対策について順次お答えをいたします。

初めに、の建築基準法による措置ですが、建築基準法の規定は、特定行政庁は、建築物の敷地、構造または建築設備が著しく保安上危険であり、または衛生上有害であると認める場合においては、所有者に対して相当の猶予期限を付して、除却等を命ずることができるものとされております。

しかし、これらの行政処分は、憲法の財産権を制限することになり、厳密な判断が求められることから、空き家への適用については困難であると考えております。

次に、の火災予防条例の制定及び規制ですが、火災予防条例につきましては、黒磯那須消防組合及び大田原広域消防組合において、既に条例化をしており、両組合においてその運用を行っております。

火災予防条例は、消防法の規定を受け、火を使用する設備の管理の基準等を定めておるもので、その中に空き地及び空き家の管理に関する規定があります。内容は、空き地、空き家の所有者に、枯れ草等の除去、空き家への侵入防止などの火災予防上必要な措置を講ずる義務を課しております。

しかし、義務違反に対する罰則規定はなく、所有者の自主的な対応にゆだねられておる状況でありまして、強制的な対応は困難であります。

次に、の景観条例による規制ですが、景観条例は、景観法に基づき良好な景観の保全と形成に関する基本的な事項を定めたもので、大規模な建築物を建築する場合の届け出などを規定しており、建築等の行為が景観計画に適合するよう助言や指導を行っております。

このように景観条例は、大規模な建物の建築等について、周辺の景観と調和するよう誘導するものであり、空き地・空き家に関する規制については規定しておりません。

最後に、の総合計画後期計画に盛り込む対策

等でありますが、総合計画後期基本計画での空き地・空き家の対策につきましては、基本政策の「快適で潤いのあるまちづくり」の中で対応してまいります。具体的には、県内市町においてもこれらに関する条例が制定されておりますので、先進事例を参考にしながら検討していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

ここに関しまして、それぞれ関連性がありますので、一括質問といたします。

まず、部長にお伺いいたしますが、建築基準法第10条の保安上危険な建築物、衛生上有害な建物とはどのようなものなのかお伺いをいたします。

ご答弁の中にあつたと思います。また、景観条例についても、空き地・空き家に関する規制がない、このようなご答弁があつたようですが、実際に条例を制定して規制を行っている市町村もあると思います。規制に向けた検討がなされたのかどうか、お伺いいたします。

また、検討した場合には、どこの条例で検討したのか、また所見についてもあわせてお伺いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 淳君） それでは、4点ほどご質問があつたかと思いますが、順次お答えをしたいと思います。

まず答弁の中で、保安上危険であるということにつきましては、耐震性等々の問題によりまして、外壁落下の危険性というようなことが客観的に考えられるという内容に解釈をされております。

また、衛生上有害と申しますのは、これといっ

た例示はございませんけれども、私どもの判断からいたすところでは、使用者側の立場に立つ考えでございますけれども、アスベストあるいはシックハウス等々によりまして、肺がん、肺気腫、アレルギーといった、そういった症状があらわれるというようなことが想定されるというふうな考えでおります。

それから、景観上の関係からのご質問だつたと思えますけれども、これといった規制と申しますか、それに関して検討はしたかというふうなご質問だつたと思えますけれども、景観条例につきましては、先ほど市長からご答弁申し上げましたとおり、大規模な建物等々の建築行為に対して、建築条例に適用しているかどうかというふうな観点から誘導していくものでございますので、既存住宅、俗に言う小規模な住宅等につきましては、規制をされておられませんことから、これといった検討はしておりません。

それから、そういった条例に基づきまして、先進地等々につきまして検討と申しますか、条例に織り込むようなことも踏まえて考えたかというふうなご質問だつたかと思えますけれども、これにつきましては、それぞれ先進地の事例が幾つかございます。しかしながら、大部分が、所在が明らかな事例・ケースに基づいて条例等々を制定しております。このような関係から、今般、市政懇談会でご意見いただいたものについては、所在が不明あるいは所有者が死亡等によって、所有者と申しますか管理者と申しますか、そういったものが不明であるといったものについての想定されているものについては、先進地でもそういった規定が余りないというふうな聞いております。

以上の3点だつたと思えますけれども、何か漏れましたら再答弁したいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） ご答弁をいただきましたが、時間がなくなってきましたので、この1点目については再質問をいたしません。景観条例等については、ニセコ町など廃屋に対してのあれは、何ていうんですか、草木とか枝とか資材とかいろいろなものに対する、ちょっと条例等があるようでございます。

それでは、できればなんですが、もう1点、総合計画の快適で潤いのあるまちづくりの中で対応するという答弁ですが、前期計画にも入っていたんじゃないかなと思っております。その中での検討はされたのかどうか。今回、先進事例の検討が出てきましたが、どのようなことを検討されたのかも伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 総合計画の現在の前期計画の中でも、快適で潤いのあるまちづくりということでありまして、ご質問のとおり、基本施策については、後期計画もそのままいくということでありまして、その快適で潤いのあるまちづくりの中の基本施策で、安全に暮らせる地域づくりというところに位置づけてあります。

前期の中でどういう検討をしたのかということですが、先般の昨年12月だったですか、鈴木紀議員からもご質問いただきまして、先進事例を参考にしながら検討していくということで答弁をさせていただきました。

ということで、先ほど市長答弁いたしましたとおり、後期の早い中で条例等について検討し、適正管理ができるような、そういったものをつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 以上で清流会の会派代表質問は終了いたしました。

以上で会派代表質問、通告者の質問は全部終了いたしました。

会派代表質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

会派代表質問を終わります。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時49分